

2018年6月28日

各位

不動産投資信託証券発行者名 日本賃貸住宅投資法人
東京都港区新橋六丁目16番12号
代 表 者 名 執行役員 正田 郁夫
(コード: 8986)
資 産 運 用 会 社 名 株式会社ミカサ・アセット・マネジメント
代 表 者 名 代表取締役社長 東野 豊
問 い 合 わ せ 先 執行役員経営管理部長 木本 誠司
Tel. 03-5425-5600

株式会社大和証券グループ本社による資産運用会社株主に対する株式売渡請求を行うこと
並びに資産運用会社による当該株式売渡請求に係る承認に関するお知らせ

日本賃貸住宅投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する株式会社ミカサ・アセット・マネジメント（以下「本資産運用会社」といいます。）の発行済株式の約98%を有する株式会社大和証券グループ本社（以下「本特別支配株主」といいます。）において、本資産運用会社株主に対する株式売渡請求を行うことが決定され、それを受け、本日開催の本資産運用会社取締役会において、下記のとおり、当該株式売渡請求を承認することを決定いたしましたのでお知らせします。

(注)本特別支配株主は、本資産運用会社の発行済株式31,019株のうち30,419株を保有し、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に定める特別支配株主に該当します。

記

1. 株式売渡請求の経緯

今般、本特別支配株主は、会社法第179条第1項に基づき、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行（以下「本売渡株主」と総称します。）が保有する本資産運用会社株式（計600株。以下「本売渡株式」といいます。）を本特別支配株主に対して売り渡す旨の請求（以下「本売渡請求」といいます。）を行うことを決定しました。当該決定を受けて、本日、本特別支配株主から本資産運用会社宛に本売渡請求について通知があったものです。

なお、本売渡請求は、本日付「資産運用会社である株式会社ミカサ・アセット・マネジメントの合併に関する基本合意書締結に関するお知らせ」に記載の本資産運用会社と本特別支配株主の完全子会社である大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社間の合併を円滑に遂行することを目的として、当該合併に先立ち本資産運用会社を本特別支配株主の完全子会社とするために行われるものです。

本特別支配株主の概要及び本日受領した本売渡請求の内容は別紙記載のとおりです。

2. 株式売渡請求の対価

本売渡株式1株あたり161,578円

3. 本売渡請求への本資産運用会社の対応方針

本資産運用会社は、以下の理由により、本売渡請求を承認することが妥当と判断し、本売渡請求を承認し

ご注意:この文書は、本投資法人の資産運用会社の特別支配株主による株式売渡請求等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ました。

- ・本売渡請求は、会社法その他関係法令に適合しており、その適法性に問題ないことが確認できること
- ・本売渡請求の対価は、本特別支配株主から独立した第三者算定機関の株式価値（DCF法）の算定レンジの範囲内であり、かつその中央値であり、少数株主である本売渡株主の利益を損なうものではないと判断されること

4. 本売渡請求に伴う株式譲渡の日程

本特別支配株主は、本売渡請求により、本売渡株式を2018年8月1日に取得する予定です。本売渡請求に伴う株式譲渡の日程は以下のとおりです。

本特別支配株主からの売渡請求日	2018年6月28日
本資産運用会社の本売渡請求の承認に係る取締役会決議日	2018年6月28日
本特別支配株主の本売渡株式取得日	2018年8月1日(予定)

(御参考) 本売渡請求に伴う株式の異動前後の本資産運用会社の株主構成

株主	異動前		異動後	
	保有株式数 (株)	比率 (%) (注)	保有株式数 (株)	比率 (%) (注)
株式会社大和証券グループ本社	30,419	98.1	31,019	100.0
株式会社三菱UFJ銀行	300	1.0	-	-
株式会社三井住友銀行	300	1.0	-	-
合計	31,019	100.0	31,019	100.0

(注) 比率は、発行済株式総数に対する保有株式数の割合をいい、小数点以下第2位を四捨五入して記載しています。

5. その他

本売渡請求による本投資法人の運用方針及び業績への影響はありません。

以上

【添付別紙】「本特別支配株主の概要及び本売渡請求の内容」

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.jrhi.co.jp/>

別紙 本特別支配株主の概要及び本売渡請求の内容

1. 本特別支配株主の概要

(1)商号	株式会社大和証券グループ本社	
(2)本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
(3)代表者の役職・氏名	執行役社長 中田 誠司	
(4)事業内容	金融商品取引業等を営む会社の株式の所有・管理・支配	
(5)資本金	2,473 億円 (2018 年 3 月末現在)	
(6)設立年月日	1943 年 12 月 27 日	
(7)大株主 (持株比率)	(2018 年 3 月末現在)	
	株主名	持株比率
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5.33%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5.20%
	パークレイズ証券株式会社	2.11%
	(上位 3 名を記載しています)	
(8)本投資法人又は本資産運用会社との関係		
資本関係	株式会社大和証券グループ本社は、本投資法人の投資口 55,014 口 (保有比率 3.3%、小数点以下第 2 位を四捨五入)、本資産運用会社の株式 30,419 株 (保有比率 98.1%、小数点以下第 2 位を四捨五入) を保有しています。	
人的関係	本資産運用会社の取締役 (非常勤) の佐藤 英二氏及び石川 介一氏、監査役 (非常勤) の春日 英晴氏は、株式会社大和証券グループ本社の役職員を兼職しています。また、本資産運用会社は、株式会社大和証券グループ本社より出向者 3 名を受け入れています。	
取引関係	株式会社大和証券グループ本社は、本投資法人の第 24 期計算期間 (2017 年 10 月 1 日から 2018 年 3 月末日までの期間) とする 6 ヶ月間において、本投資法人が保有する資産のうち 11 物件の居室を賃借しており、本投資法人に 10,905 千円の賃料等を支払っています。	
関連当事者への該当状況	株式会社大和証券グループ本社は、本資産運用会社の親会社であり、本資産運用会社の関連当事者に該当するほか、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和 26 年法律第 198 号、その後の改正を含みます。) に定める「利害関係人等」及び金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号、その後の改正を含みます。) に定める本投資法人の「特定関係法人」に該当します。	

2. 本売渡請求の内容

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称 (会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号)
該当事項はありません。
- (2) 株式売渡請求により売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項 (会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号、第 3 号)
本特別支配株主は、本売渡株主に対して本売渡株式の対価 (以下「本売渡対価」といいます。) として、その有する本売渡株式 1 株につき 161,578 円の割合をもって、金銭を割当交付します。

ご注意:この文書は、本投資法人の資産運用会社の特別支配株主による株式売渡請求等に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）
該当事項はありません。
- (4) 特別支配株主が売渡株式を取得する日（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）
2018 年 8 月 1 日
- (5) 売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）
本特別支配株主は、本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を保有しており、保有する現預金により本売渡対価を支払います。
- (6) その他の株式売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）
本売渡対価は、本売渡株式の取得日以降合理的な期間内に、本特別支配株主が、本売渡株主が指定した銀行口座に対する振込の方法で交付されます。

以上